

第九十一号

徳島県税条例等の一部改正について

徳島県税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月二十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県税条例等の一部を改正する条例

(徳島県税条例の一部改正)

第一条 徳島県税条例(昭和三十五年徳島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条の十七第二項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の一・二」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・五」に改め、同号ハの表中「百分の三・一」を「百分の一・九」に、「百分の四・六」を「百分の二・七」に、「百分の六」を「百分の三・六」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の一・二」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・五」に改め、同号ハ中「百分の六」を「百分の三・六」に改める。

附則第十九項中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に、「百分の三・一」とあるのは「百分の一・六」を「百分の一・九」とあるのは「百分の〇・三」に、「百分の四・六」を、「百分の二・七」に、「百分の二・三」を「百分の〇・五」に、「百分の六」とあるのは「百分の三・一」を「百分の三・六」とあるのは「百分の〇・七」に改める。

附則第二十項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「においては」を「には」に改める。

附則第二十二項中「(以下「メタノール自動車」という。）」、「(以下「混合メタノール自動車」という。）」及び「(以下「電力併用自動車」という。）」を削り、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同項第一号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第二号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」を「もの」に改める。

附則中第二十三項から第二十五項までを削る。

附則第二十六項第二号中「平成二十一年天然ガス車基準」を、「法附則第十二条の三第三項第二号に規定する平成二十一年天然ガス車基準(以下「平成二十一年天然ガス車基準」という。）」に、「法附則第十二条の三第六項第二号」を「同号」に改め、同項第三号中「充電機能付電力併用自動車」を「法附則

第十二条の三第三項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車」に改め、同項第四号中「エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「法附則第十二条の三第三項第四号に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同号に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率（以下「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）」に、「法附則第十二条の三第六項第四号」を「同号」に、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」を「同号に規定する平成十七年窒素酸化物排出許容限度（以下「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）」に改め、同項第五号中「附則第十二条の三第六項第五号」を「附則第十二条の三第三項第五号」に改め、同項を附則第二十三項とする。

附則第二十七項中「附則第十二条の三第七項」を「附則第十二条の三第四項」に、「附則第二十四項の」を「次の」に改め、同項に次の表を加える。

第四十八条第一項第一号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百元	八千円
	一万七千九百元	九千円
	二万五百元	一万五千元
	二万三千六百元	一万二千元
	二万七千二百円	一万四千元
	四万七百元	二万五千元
第四十八条第一項第一号ロ	二万九千五百円	一万五千元
	三万四千五百円	一万七千五百円
	三万九千五百円	二万円
	四万五千元	二万二千五百円
	五万十円	二万五千五百円
	五万八千円	二万九千円
	六万六千五百円	三万三千五百円
	七万六千五百円	三万八千五百円

第四十八条第一項第二号イ	八万八千円	四万四千円
	十一万千円	五万五千五百円
	六千五百円	三千五百円
	九千円	四千五百円
	一万二千円	六千円
	一万五千円	七千五百円
	一万八千五百円	九千五百円
	二万二千円	一万千円
	二万五千五百円	一万三千円
	二万九千五百円	一万五千円
	四千七百元	二千四百円
	第四十八条第一項第二号ロ	八千円
一万五千五百円		六千円
一万六千円		八千円
二万五五百円		一万五百円
二万五千五百円		一万三千円
三万円		一万五千円
三万五千円		一万七千五百円
四万五五百円		二万五百円
第四十八条第一項第二号ハ(1)	六千三百円	三千二百円
	七千五百円	四千円
第四十八条第一項第二号ハ(2)	一万五千五百円	八千円
	一万二万円	五千五百円
	二万六万円	一万五百円

第四十八条第一項第三号イ(1)	一万二千円	六千円
	一万四千五百円	七千五百円
	一万七千五百円	九千円
	二万円	一万円
	二万二千五百円	一万五千円
	二万五千五百円	一万三千円
	二万九千円	一万四千五百円
第四十八条第一項第三号イ(2)	二万六千五百円	一万三千五百円
	三万二千円	一万六千円
	三万八千円	一万九千円
	四万四千円	二万二千円
	五万五千円	二万五千五百円
	五万七千円	二万八千五百円
	六万四千円	三万二千円
第四十八条第一項第三号ロ	三万三千円	一万六千五百円
	四万円	二万五千円
	四万九千円	二万四千五百円
	五万七千円	二万八千五百円
	六万五千五百円	三万三千円
	七万四千円	三万七千円
	八万三千円	四万五千円
第四十八条第一項第四号	四千五百円	二千五百円
	六千円	三千円
第四十八条第一項第五号イ(1)	六千五百円	三千五百円

		九千円	四千五百円
		一万二千円	六千円
		一万五千円	七千五百円
		一万八千五百円	九千五百円
		二万二千円	一万円
		二万五千五百円	一万三千円
		二万九千五百円	一万五千円
		四千七百元	二千四百円
第四十八条第一項第五号イ(3)		一万三千九百元	七千円
第四十八条第一項第五号ロ(1)		二万三千六百元	一万二千円
		二万七千六百元	一万四千元
		三万六千六百元	一万六千円
		三万六千円	一万八千円
		四万八千円	二万五千元
		四万六千四百円	二万三千五百円
		五万三千二百円	二万七千円
		六万二千二百円	三万千円
		七万四千元	三万五千五百円
		八万八千八百円	四万四千五百円
第四十八条第一項第五号ロ(2)		八千円	四千円
		一万千五百円	六千円
		一万六千円	八千円
		二万五千元	一万五千元
		二万五千五百円	一万三千円

	三万円	一万五千円
	三万五千円	一万七千五百円
	四万五千円	二万五千円
	六千三百円	三千二百円
	二万八千三百円	一万四千五百円
第四十八条第一項第五号ハ	四千五百円	二千五百円
	六千円	三千円
第四十八条第二項第一号	三千七百元	千八百円
	四千七百元	二千三百円
	六千三百円	三千二百円
第四十八条第二項第二号	五千二百円	二千六百元
	六千三百円	三千二百円
	八千円	四千円
第四十八条第四項第一号	七千五百円	四千円
	二万九千五百円	一万五千円
第四十八条第四項第二号	六千五百円	三千五百円
	八千円	四千円
第四十八条第四項第三号	一万二三百円	五千三百円
	一万三千二百円	六千六百元

附則中第二十七項を第二十四項とし、第二十八項を削り、第二十九項を第二十五項とし、第三十項を第二十六項とし、第三十二項を第二十七項とし、第三十二項の前の見出しを削り、同項を第二十八項とし、同項の前に見出しとして「(個人の均等割の税率の特例)」を付し、第三十三項から第三十六項までを四項ずつ繰り上げ、第三十七項の前の見出しを削り、同項を第三十三項とし、同項の前に見出しとして「(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る法人の県民税の特例)」を付し、第三十八項を第三十四項とし、第三十九項を第三十五項とし、第四十項を第三十六項とする。

(徳島県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 徳島県税条例の一部を改正する条例（平成二十七年徳島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二十条の十七の改正規定及び附則第十九項の改正規定を削る。

第三条のうち附則第三十六項の改正規定中「附則第三十六項中」を「附則第三十二項中」に改める。

附則第一項第二号中「及び第二十条の十七の改正規定並びに附則第十九項の改正規定並びに」を「の改正規定及び」に改め、「及び第七項」を削る。

附則第四項中「(以下「二十八年新条例」という。)」を削る。

附則中第六項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「(法人の事業税に関する経過措置)」を付し、第七項を削り、第八項を第七項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二条（徳島県税条例の一部を改正する条例第三条の改正規定を除く。）の規定は、公布の日から施行する。

(法人の事業税に関する経過措置)

- 2 第一条の規定による改正後の徳島県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 3 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十八年度分の自動車税について適用し、平成二十七年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部が改正され、法人税改革の一環として法人事業税の所得割の税率の引下げと外形標準課税の拡大等が行われることに伴い、所要の整備を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。